

## 随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和2年04月13日	「京都・学びプロジェクト」に係る業務委託について	12,375,000	教育委員会事務局総務部総務課	株式会社実業広告社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
002	令和2年04月27日	「京都・学びプロジェクト」(第2クール)に係る業務委託について	16,808,000	教育委員会事務局総務部総務課	株式会社実業広告社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
003	令和2年06月23日	在宅勤務環境整備運用業務委託について	5,063,850	教育委員会事務局総務部総務課	アライドテレシス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
004	令和2年06月23日	在宅勤務用端末の購入について	10,735,890	教育委員会事務局総務部総務課	アライドテレシス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
005	令和2年04月01日	京都市立京都京北小中学校スクールバス運行管理等業務委託	18,600,000	教育委員会事務局総務部調査課	公益財団法人きょうと京北ふるさと公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
006	令和2年08月21日	令和3年度京都市立学校教員採用選考試験 会場使用	6,378,750	教育委員会事務局総務部 教職員人事課	同志社大学	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
007	令和2年04月01日	平成26年度導入 京都市立中学校校内LAN用コンピュータ等保守管理業務委託(京都市立朱雀中学校他計9校及び学校事務支援室)	5,382,663	教育委員会事務局総務部学校事務支援室	株式会社内田洋行ITソリューションズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
008	令和2年04月01日	平成26年度小学校校内ネットワークコンピュータ等保守管理業務委託(京都市立上賀茂小学校他計25校及び学校事務支援室)	18,473,070	教育委員会事務局総務部学校事務支援室	日興通信株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
009	令和2年06月03日	光京都ネット整備運営計画作成支援業務	11,000,000	教育委員会事務局総務部学校事務支援室	ITbook株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
010	令和2年05月15日	GIGAスクール構想実現のための京都市校内通信ネットワーク整備事業	1,859,805,640	教育委員会事務局総務部学校事務支援室	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
011	令和2年07月10日	新型コロナウイルス感染症対策としての学校ICT環境の整備に伴う端末の調達について	1,288,837,000	教育委員会事務局総務部学校事務支援室	Sky株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
012	令和2年08月26日	LTE対応端末設定及びデータ通信回線サービス提供業務	110,847,000	教育委員会事務局総務部学校事務支援室	Sky株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
013	令和2年08月26日	学習者用タブレット型コンピュータキッティング業務	29,700,000	教育委員会事務局総務部学校事務支援室	Sky株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
014	令和2年04月01日	令和2年度 教職員人給庶務事務システム保守・運用支援業務	77,767,668	教育委員会事務局総務部学校事務支援室	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
015	令和2年08月01日	教職員給与支給等業務	643,117,200	教育委員会事務局総務部学校事務支援室	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
016	令和2年04月13日	京都市立学校の校舎長寿命化事業及び体育館防災機能強化等整備事業に係る基本計画策定業務委託	45,980,000	教育委員会事務局 教育環境整備室	株式会社コム・キューブ	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
017	令和2年05月08日	西陵中学校区小中一貫教育校施設整備事業に係る基本計画策定業務委託	10,780,000	教育委員会事務局 教育環境整備室	株式会社安井建築設計事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
018	令和2年05月08日	小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備事業に係る基本計画策定業務委託	22,550,000	教育委員会事務局 教育環境整備室	株式会社類設計室	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
019	令和2年07月10日	京都市立近衛中学校整備工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託(第2期調査)	49,687,000	教育委員会事務局 教育環境整備室	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
020	令和2年07月28日	京都市立北総合支援学校増収容整備事業に係る基本計画策定調査業務委託	6,204,000	教育委員会事務局 教育環境整備室	株式会社林建築設計事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
021	令和2年09月17日	京都市立具竹総合支援学校整備工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託	72,534,000	教育委員会事務局 教育環境整備室	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
022	令和2年04月01日	令和2年度 京都市小中一貫学習支援プログラム	予定 総額 191,905,000	教育委員会事務局 指導部学校指導課	東京書籍株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
023	令和2年09月01日	新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業(先端技術の効果的な活用に関する実証)業務委託について	予定 総額 12,226,300	教育委員会事務局指導 部学校指導課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
024	令和2年04月01日	令和2年度 障害のある市民の成人講座について	8,788,600	教育委員会指導部総合 育成支援課	公益社団法人京都府視覚障害者協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
025	令和2年04月01日	京都市立総合支援学校スクールバス運行業務委託 (西総合支援学校増車1台分)	15,180,000	教育委員会指導部総合 育成支援課	エムケイ観光バス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
026	令和2年06月02日	京都市立総合支援学校スクールバス運行業務委託 (新型コロナウイルス感染拡大防止増車4台分(6/2~7/31))	7,392,000	教育委員会指導部総合 育成支援課	エムケイ観光バス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
027	令和2年08月24日	京都市立総合支援学校スクールバス運行業務委託 (新型コロナウイルス感染拡大防止増車4台分(8/24~3/24))	24,112,000	教育委員会指導部総合 育成支援課	エムケイ観光バス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
028	令和2年04月01日	令和2年度万華鏡の保守・管理・展示及び万華鏡を活用した生涯学習振興事業等に係る業務委託	15,217,950	教育委員会事務局指導 部生徒指導課	特定非営利活動法人京都万華鏡こ う房	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
029	令和2年05月07日	令和2年度「新型コロナウイルス等に係る緊急SNS相談事業」に係る相談業務	3,300,000	教育委員会事務局指導 部生徒指導課	ダイヤル・サービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
030	令和2年06月08日	令和2年度「新型コロナウイルス等に係る緊急SNS相談事業」に係る相談業務	5,541,250	教育委員会事務局指導 部生徒指導課	ダイヤル・サービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
031	令和2年06月26日	令和2年度「新型コロナウイルス等に係る緊急SNS相談事業」に係る相談業務	13,131,250	教育委員会事務局指導部生徒指導課	ダイヤル・サービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
032	令和2年04月01日	京都市立百々小学校給食調理業務委託	62,904,600	教育委員会事務局体育健康教育室	フジ産業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
033	令和2年04月01日	京都市立川岡東小学校給食調理業務委託	60,548,400	教育委員会事務局体育健康教育室	ハーベストネクスト株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
034	令和2年04月01日	京都市立小栗栖宮山小学校他2校給食調理業務委託	140,690,000	教育委員会事務局体育健康教育室	ハーベストネクスト株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
035	令和2年04月01日	令和2年度学校給食業務に係る委託契約	19,950,000	教育委員会事務局体育健康教育室	公益財団法人京都市学校給食協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
036	令和2年04月01日	中学校給食予約等管理システム保守・運用支援業務	114,840,000	教育委員会事務局体育健康教育室	「中学校給食予約等管理システム」保守・運用支援業務コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
037	令和2年04月01日	京都市立中学校(校区内小学校含む)給食校外調理等業務委託(第1ブロック)	予定総額 151,517,330	教育委員会事務局体育健康教育室	デリカハウス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
038	令和2年04月01日	京都市立中学校(校区内小学校含む)給食校外調理等業務委託(第2ブロック)	予定総額 140,331,880	教育委員会事務局体育健康教育室	株式会社ファーストフーズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
039	令和2年04月01日	京都市立中学校(校区内小学校含む)給食校外調理等業務委託(第3ブロック)	予定総額 198,444,463	教育委員会事務局体育健康教育室	株式会社ファーストフーズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
040	令和2年04月01日	京都市立総合支援学校給食校外調理等業務委託(第1ブロック)	83,510,174	教育委員会事務局体育健康教育室	デリカハウス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
041	令和2年04月01日	京都市立総合支援学校給食校外調理等業務委託(第2ブロック)	79,720,922	教育委員会事務局体育健康教育室	株式会社ファーストフーズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
042	令和2年04月01日	学校保健に関する調査・研究等の事業実施委託について	6,784,000	教育委員会事務局体育健康教育室学校保健担当	京都市学校保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
043	令和2年04月01日	令和2年度京都市立学校(園)の飲料水,プール水及びプール循環ろ過装置の水質検査及びダニアレルゲン量,教室等の空気検査実施委託	9,681,000	教育委員会事務局体育健康教育室学校保健担当	京都市学校薬剤師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
044	令和2年04月01日	令和2年度京都市立学校児童・生徒の心臓検診の実施委託	予定総額 41,833,281	教育委員会事務局体育健康教育室学校保健担当	一般社団法人京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
045	令和2年05月01日	飛沫防止用マスクの購入	16,060,000	教育委員会事務局体育健康教育室	株式会社 J T B	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第 2 号
046	令和2年05月13日	非接触体温計の購入	7,603,200	教育委員会事務局体育健康教育室	株式会社西村新	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第 2 号
047	令和2年06月19日	手指用アルコール消毒剤の購入	7,040,000	教育委員会事務局体育健康教育室	株式会社平塚薬局	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第 2 号
048	令和2年08月03日	児童生徒等の健康診断に係る衛生物品の購入（フェイスシールド及び医療用手袋等）	12,267,420	教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当	石黒メディカルシステム株式会社	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第 2 号
049	令和2年06月17日	歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定テキストブック（15版）の購入	6,325,000	教育委員会事務局生涯学習部学校地域協働推進担当	京都新聞企画事業株式会社	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第 7 号
050	令和2年04月01日	令和2年度京都市生涯学習総合センター・図書館等の事業実施等及び公金の徴収事務に関する委託	1,628,882,000	教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当	公益財団法人京都市生涯学習振興財団	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第 2 号
051	令和2年04月01日	醍醐中央図書館管理委託	5,517,600	教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当	株式会社長谷工コミュニティ	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第 2 号
052	令和2年04月01日	令和2年度京都市野外活動施設花背山の家の清掃・宿直等業務	35,750,880	教育委員会花背山の家事業課	株式会社花背山の家協会	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第 2 号

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
「京都・学びプロジェクト」に係る業務委託について
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和2年4月13日
- 4 履行期間  
令和2年4月15日から令和2年5月8日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区正面通高瀬東入山王町343番地  
株式会社 実業広告社
- 6 契約金額（税込み）  
12,375,000円
- 7 契約内容  
京都市立学校園での一斉臨時休業期間中の児童生徒の家庭学習を支援するコンテンツの制作を行う事業委託。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市立学校園での一斉臨時休業に伴う「子どもの学びの機会の創出」に向け、KBS京都テレビでの「特別番組の放送」と京都新聞による「子ども向け新聞『ジュニアタイムズ』の特別版の発行」を行うにあたり、企画調整等を短期間で両社と安定的に行う必要があることから、両社との企画制作の実績を有する業者を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
「京都・学びプロジェクト」(第2クール)に係る業務委託について
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和2年4月27日
- 4 履行期間  
令和2年5月10日から令和2年6月1日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区正面通高瀬東入山王町343番地  
株式会社 実業広告社
- 6 契約金額(税込み)  
16,808,000円
- 7 契約内容  
京都市立学校園での一斉臨時休業期間中の児童生徒の家庭学習を支援するコンテンツ(第2クール)の制作を行う事業委託。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
京都市立学校園での一斉臨時休業に伴う「子どもの学びの機会の創出」に向け、KBS京都テレビでの「特別番組の放送」と京都新聞による「子ども向け新聞『ジュニアタイムズ』の特別版の発行」を行うにあたり、企画調整等を短期間で両社と安定的に行う必要があることから、両社との企画制作の実績を有する業者を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
在宅勤務環境整備運用業務委託について
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和2年6月23日
- 4 履行期間  
契約締結日から令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市中央区本町2-5-7  
アライドテレシス株式会社 関西中四国支社関西支社
- 6 契約金額（税込み）  
5,063,850円
- 7 契約内容  
京都市教育ネットワークシステムを使用した在宅勤務を行うにあたり、設定及び運用業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務委託には、京都市教育ネットワーク（以下「光京都ネット」という。）の事務局端末に対して、特定のモバイル端末からのリモートアクセスを実現することで、本市職員が在宅勤務できる環境を整備するものであり、光京都ネットシステムの運用に密接に関わるものである。そのため、本業務の委託先は、光京都ネットサポートデスクの運用を既に受託しているアライドテレシス株式会社に特定される。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
在宅勤務用端末の購入について
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部総務課
- 3 契約締結日  
令和2年6月23日
- 4 履行期間  
契約締結日から令和2年7月10日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市中央区本町2-5-7  
アライドテレンス株式会社 関西中四国支社関西支社
- 6 契約金額（税込み）  
10,735,890円
- 7 契約内容  
在宅勤務用パソコン端末50式の購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
新型コロナウイルス感染症の拡大が危惧される中、職員の在宅勤務環境を可及的速やかに整備する必要があり、入札手続きや公告に係る期間を確保できないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
3者から見積りを徴収のうえ、最も低い価格で購入が可能であったため。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立京都京北小中学校スクールバス運行管理等業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部調査課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
契約締結日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市右京区京北上弓削町段上ノ下2番地の1  
公益財団法人きょうと京北ふるさと公社
- 6 契約金額（税込み）  
18,600,000円
- 7 契約内容
  - ・京都市立京都京北小中学校の登下校のためのスクールバス運行管理業務
  - ・同校の校外学習及びクラブ活動等における運行
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
公益財団法人きょうと京北ふるさと公社は、地域交通機関である京北ふるさとバスを運行している。スクールバスと京北ふるさとバスは一体的に運行しており、当該法人が唯一の委託先である。
- 9 根拠法令
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
  - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和3年度京都市立学校教員採用選考試験 会場使用
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局 総務部 教職員人事課
- 3 契約締結日  
令和2年8月21日
- 4 履行期間  
令和2年8月21日から令和2年8月23日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区今出川通烏丸東入  
同志社大学
- 6 契約金額（税込み）  
6,378,750円
- 7 契約内容  
令和3年度京都市立学校教員採用選考試験（第2次試験）を実施するため、会場を使用する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策をとったうえで、交通の利便性及び収容人数等、試験を実施するにふさわしい条件を満たす会場に限られるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成26年度導入 京都市立中学校校内LAN用コンピュータ等保守管理業務委託(京都市立朱雀中学校他計9校及び学校事務支援室)
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日～令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町830番地京都エクセルヒューマンビル  
株式会社内田洋行ITソリューションズ
- 6 契約金額(税込み)  
5,382,663円
- 7 契約内容  
京都市立中学校校内LAN用コンピュータ等(京都市立烏丸中学校他計12校及び学校事務支援室)の保守管理業務委託
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
本件委託業務の履行にあたっては、対象機器の故障やネットワークに不具合が生じた場合、各学校の教育活動に支障をきたすことがないように迅速かつ適切に対応することが求められる。そのためには、各学校で異なる施設及び使用環境に対応して設定された機器及びネットワークとの接続など細部にわたる膨大な情報を的確に把握することが不可欠である。また、機器導入時に業者独自の技術を用いて設定された内容については他業者への引継ぎが極めて困難であり、機器導入時に設定作業を行った業者以外に業務委託を行う場合、業務遂行に必要な情報を把握するために相当の期間や負担が生じる可能性がある。  
上記の理由により、機器導入時に設定作業を行った業者以外では業務の遂行が困難なため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

1 件名

平成26年度小学校校内ネットワークコンピュータ等保守管理業務委託（京都市立上賀茂小学校他計25校及び学校事務支援室）

2 担当所属名

教育委員会事務局総務部学校事務支援室

3 契約締結日

令和2年4月1日

4 履行期間

令和2年4月1日～令和3年2月28日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338 京都四条河原町ビル3F  
日興通信株式会社 京都支社

6 契約金額（税込み）

18,473,070円

7 契約内容

京都市立小学校校内ネットワーク用コンピュータ等（京都市立上賀茂小学校他計25校及び学校事務支援室）の保守管理業務委託

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件委託業務の履行にあたっては、対象機器の故障やネットワークに不具合が生じた場合、各学校の教育活動に支障をきたすことがないように迅速かつ適切に対応することが求められ、各学校で異なる施設及び使用環境に対応して設定された機器及びネットワークとの接続など細部にわたる膨大な情報を的確に把握することが不可欠である。

また、機器導入時に業者独自の技術を用いて設定された内容については他業者への引継ぎが極めて困難であり、機器導入時に設定作業を行った業者以外に業務委託を行う場合、業務遂行に必要な情報を把握するために相当の期間や負担が生じる可能性がある。

上記の理由により、機器導入時に設定作業を行った業者以外の業務遂行が困難であるため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
光京都ネット整備運営計画作成支援業務
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日  
令和2年6月3日
- 4 履行期間  
令和2年6月3日～令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区虎ノ門三丁目1番1号  
ITbook株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
11,000,000円
- 7 契約内容  
京都市教育ネットワーク（光京都ネット）整備運営計画作成支援業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市教育ネットワークの整備運営計画作成に当たっては、教育ICTに係る高度な専門的知識やノウハウをもつ業者の支援が必要不可欠であり、価格のみで契約相手方を決定する入札には適さないため公募型プロポーザルにより民間事業者の選定を実施することとした。応募のあった事業者から提出された企画提案書及びヒアリング内容に基づき審査した結果、その総合評価点が最も高かった同社を選定した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
G I G Aスクール構想実現のための京都市校内通信ネットワーク整備事業
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日  
令和2年5月15日
- 4 履行期間  
令和2年5月15日～令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8京都三井ビルディング  
日本電気株式会社 京都支社長 前田 英彦
- 6 契約金額（税込み）  
1, 8 5 9, 8 0 5, 6 4 0 円
- 7 契約内容  
G I G Aスクール構想実現のための京都市校内通信ネットワーク整備業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、設計から整備までを一元的に管理・実施する効率的かつ迅速な業務の実施体制が必要であることから、体制、取組方針等について総合的に判断する必要がある、競争入札に適しないものであるため、公募型プロポーザルに業者選定を行った。応募者が委託先事業者のみであったため、受託候補者選定委員会の審査の結果、基準点を上回る評価となったことから、委託先事業者を契約相手として選定した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
新型コロナウイルス感染症対策としての学校 I C T環境の整備に伴う端末の調達について
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日  
令和2年7月10日（仮契約締結日：令和2年6月16日）
- 4 履行期間  
令和2年9月4日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市淀川区宮原3丁目4番30号 ニッセイ新大阪ビル  
S k y株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
1, 288, 837, 000円
- 7 契約内容  
教育の用に供するタブレット型コンピュータの買入れ
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本市において、令和2年3月から同年5月までの間、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、市立学校を臨時に休校とした。その際、休校期間中における児童及び生徒の学習の機会を確保するため、本市が情報通信機器の貸出しを行い、全ての児童及び生徒がインターネットを活用し、相互に情報の発信及び受信のできる家庭学習を行うことができる環境（以下「インターネット学習環境」という。）を整備する必要があることが課題となった。  
今後、同感染症のまん延を防止するため、再度、市立学校を休校としない可能性はある。そこで、再度の休校に備えて、まずは、インターネットを利用できる設備又は情報通信機器を所有していない家庭並びに卒業又は課程の修了を控えた小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の第6学年の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の第3学年の生徒がいる家庭におけるインターネット学習環境を優先的に整備するため、これらの家庭に貸出しをするためのタブレット型コンピュータを緊急に調達する必要が発生した。  
本件のように多数の情報通信機器を調達する場合、全国的な情報通信機器の需要の増加を受けて、落札事業者の決定から納品までに約3箇月を要すると見込まれる。そうすると、本件は特定調達契約に該当するため、競争入札に必要な手続を経た場合、落札事業者の決定は令和2年7月30日以降となることから、納期は、同年11月以降とせざるを得ない。また、今後の需要の増加によっては、更に納品までに時間を要する可能性があるため、競争入札を行うこととした場合、

再度の休校までに、インターネット学習環境の整備を完了することができなくなるおそれがある。

そこで、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）の規定により、公募型の見積合せを実施し、最も安価に供給できるS k y 株式会社を随意契約の相手方として選定した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
LTE対応端末設定及びデータ通信回線サービス提供業務
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日  
令和2年8月26日
- 4 履行期間  
令和2年8月26日～令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市淀川区宮原三丁目4番30号  
S k y 株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
110,847,000円
- 7 契約内容  
LTE対応端末設定及びデータ通信回線サービス提供業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の遂行には、データ通信サービスが緊急時により多くの通信容量が確保されるとともに、通信速度、通信品質についても確実に確保する必要があり、競争入札に適しないものであるため、公募型プロポーザルによる業者選定を行い、最も評価の高かった委託先事業者を契約相手として選定した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
学習者用タブレット型コンピュータキッティング業務
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日  
令和2年8月26日
- 4 履行期間  
令和2年8月26日～令和2年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市淀川区宮原3丁目4番30号 ニッセイ新大阪ビル  
S k y 株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
29,700,000円
- 7 契約内容  
学習者用タブレット型コンピュータキッティング業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
委託先事業者は本契約の履行期間と同時期に、本市が別に用意する端末のキッティングを含む委託契約を請け負っており、キッティングに必要な場所、人員、作業機材等を本業務委託と共用することで大幅な費用圧縮が可能な状況にある。  
そこで、市場価格を明らかにするために委託先事業者及び他事業者から見積書を徴取したところ、委託先事業者は他事業者の5割程度の価格で受託可能であることが判明した。  
については、著しく有利な価格で契約が可能であることが明らかであることから、委託先事業者を契約の相手方として選定した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度 教職員人給庶務事務システム保守・運用支援業務
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
77,767,668円
- 7 契約内容  
教職員の人事，サービス管理，給与管理を行うシステムの保守管理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
  - (1) 教職員人給庶務事務システム（以下「本システム」という。）は，平成29年4月から教育委員会学校事務支援室，教職員人事課及び総務課で学校等に在籍する教職員の人事管理・給与支給を行っているものであり，本システムの導入にあたっては，競争入札により落札した日本電気株式会社が代表するコンソーシアムが当初開発した。
  - (2) 本件委託業務の主な内容は，既に提供を受け稼働している本システムの運用支援，設定変更，障害対応等の保守を行うものである。
  - (3) 本システムに障害が発生した際には，プログラム修正を伴う作業を実施する必要があるが，これらの作業は各業務システム（人事，給与，庶務）全体に多大な影響があるため，各業務システムの設計についても熟知している同社が代表するコンソーシアム以外に履行できない。
  - (4) 京都市データセンターに，システム機器類（サーバー：日本電気株式会社製）を設置し，既存の京都市教育ネットワークシステムのLANを通じて各所属端末等と接続のうえ運用しているが，本システムを構成する各業務システム（人事，給与，庶務）の稼働に必要なハードウェアの性能管理，ソフトウェア製品の構成管理において，日本電気株式会社製のハードウェアに関する知識・技量はもちろんのこと，本システムの設定情報などについても熟知している必要があり，同社が代表するコンソーシアム以外に履行できない。

(5) 以上のとおり、本件委託業務については、既に契約した役務に接続して提供を受ける同種の役務であり、かつ、同社が代表するコンソーシアム以外の者から調達した場合に著しい支障が生じるおそれがあるため、同社が代表するコンソーシアムを委託先として随意契約するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
教職員給与支給等業務
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日  
令和2年8月1日
- 4 履行期間  
令和2年10月1日から令和7年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
643,117,200円
- 7 契約内容  
教職員給与支給等業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
事業者の選定は、業務の実施体制、実施方法やセキュリティ内容など、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札には適さないため、プロポーザルを実施した。  
プロポーザルの内容については、参加者から応募のあった企画提案書について「選定基準」に基づき評価（加点評価）を行い、最も高得点の参加者を受託者の第一候補とする公募型プロポーザル方式によるものとし、「選定基準」の策定にあたっては、2名の外部有識者の意見に基づき策定した。  
プロポーザルを実施した結果、企画提案書等の内容が選定基準を満たしていた日本電気株式会社と契約をした。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立学校の校舎長寿命化事業及び体育館防災機能強化等整備事業に係る基本計画策定業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局 教育環境整備室
- 3 契約締結日  
令和2年4月13日
- 4 履行期間  
令和2年4月14日から令和3年2月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京池ノ内町19番地11 御池KSビル  
株式会社コム・キューブ
- 6 契約金額（税込み）  
45,980,000円
- 7 契約内容  
京都市立学校の校舎長寿命化事業及び体育館防災機能強化等整備事業に係る基本計画策定業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、各業者におけるこれまでの受託実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方針等について総合的に判断する必要があるため、競争入札に適しないものであるため、簡易プロポーザルによる随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
簡易プロポーザル方式の書類審査による業務受託候補者の選定を行った結果、株式会社コム・キューブが受託候補者として最適であると判断したため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
西陵中学校区小中一貫教育校施設整備事業に係る基本計画策定業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局 教育環境整備室
- 3 契約締結日  
令和2年5月8日
- 4 履行期間  
令和2年5月9日から令和2年10月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市中央区島町2-4-7  
株式会社安井建築設計事務所
- 6 契約金額（税込み）  
10,780,000円
- 7 契約内容  
西陵中学校区小中一貫教育校施設整備事業に係る基本計画策定業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、各業者におけるこれまでの受託実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方針等について総合的に判断する必要があるため、競争入札に適しないものであるため、簡易プロポーザルによる随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
簡易プロポーザル方式の書類審査による業務受託候補者の選定を行った結果、株式会社安井建築設計事務所が受託候補者として最適であると判断したため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備事業に係る基本計画策定業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局 教育環境整備室
- 3 契約締結日  
令和2年5月8日
- 4 履行期間  
令和2年5月9日から令和2年10月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市淀川区西中島4丁目3番2号  
株式会社類設計室
- 6 契約金額（税込み）  
22,550,000円
- 7 契約内容  
小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備事業に係る基本計画策定業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、各業者におけるこれまでの受託実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方針等について総合的に判断する必要がある、競争入札に適しないものであるため、簡易プロポーザルによる随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
簡易プロポーザル方式の書類審査による業務受託候補者の選定を行った結果、株式会社類設計室が受託候補者として最適であると判断したため。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立近衛中学校整備工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託（第2期調査）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局 教育環境整備室
- 3 契約締結日  
令和2年7月10日
- 4 履行期間  
令和2年7月11日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1  
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）  
49,687,000円
- 7 契約内容  
「白河街区跡・吉田上大路町遺跡」である京都市立近衛中学校敷地内（京都市左京区吉田近衛町26番地の53ほか）における埋蔵文化財発掘調査
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
埋蔵文化財の発掘調査については、本市の埋蔵文化財の特性及び歴史に関する専門的な知識が必要であることから、市内で継続して発掘調査を実施していること、履行に必要な人員・機材等が確保できること及び契約締結の意向があることが受託者に必要な条件であり、候補となる事業者に本件業務に関する意向確認を実施したところ、公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所のみが受託の意思を表明したため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立北総合支援学校増収容整備事業に係る基本計画策定調査業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局 教育環境整備室
- 3 契約締結日  
令和2年7月28日
- 4 履行期間  
令和2年7月29日から令和3年2月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市東山区今熊野池田町35-23  
株式会社林建築設計事務所
- 6 契約金額（税込み）  
6,204,000円
- 7 契約内容  
京都市立北総合支援学校増収容整備事業に係る基本計画策定調査業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、各業者におけるこれまでの受託実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方針等について総合的に判断する必要があるため、競争入札に適しないものであるため、簡易プロポーザルによる随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
簡易プロポーザル方式の書類審査による業務受託候補者の選定を行った結果、株式会社林建築設計事務所が受託候補者として最適であると判断したため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立呉竹総合支援学校整備工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局 教育環境整備室
- 3 契約締結日  
令和2年9月17日
- 4 履行期間  
令和2年9月18日から令和3年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1  
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）  
72,534,000円
- 7 契約内容  
「伏見城跡」である京都市立呉竹総合支援学校敷地内（京都市伏見区福島大夫北町52）における埋蔵文化財発掘調査
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
埋蔵文化財の発掘調査については、本市の埋蔵文化財の特性及び歴史に関する専門的な知識が必要であることから、市内で継続して発掘調査を実施していること、履行に必要な人員・機材等が確保できること及び契約締結の意向があることが受託者に必要な条件であり、候補となる事業者に本件業務に関する意向確認を実施したところ、公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所のみが受託の意思を表明したため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度 京都市小中一貫学習支援プログラム
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市淀川区西宮原1丁目4番10号  
東京書籍株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）  
予定総額191,905,000円
- 7 契約内容  
京都市立小学校・小中学校前期課程3～6年生及び京都市立中学校・小中学校後期課程1～3年生を対象に、確かな学力の定着・向上を図るため、学力検査や予習・復習教材を組み合わせた「京都市小中一貫学習支援プログラム」の業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の委託業者の選定にあたっては、各業者のこれまでの受託実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方針等について、総合的に判断する必要がある、競争入札に適しないものであるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザルにて業務実施体制やこれまでの業務実績、提案内容等についての総合評価を行った結果、本件の受託者として最適であると判断した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業（先端技術の効果的な活用に関する実証）業務委託について

### 2 担当所属名

教育委員会事務局指導部学校指導課

### 3 契約締結日

令和2年9月1日

### 4 履行期間

令和2年9月1日～令和3年2月28日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条烏丸東入ル長刀鉾町8（京都三井ビルディング）  
日本電気株式会社 京都支社

### 6 契約金額（税込み）

12,226,300円

### 7 契約内容

文部科学省委託事業「新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業（先端技術の効果的な活用に関する実証）」における、システム提供や実証環境に係るサーバ保守等用回線サービスの提供等の業務委託

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

（1）本市・日本電気株式会社・京都大学間において「未来型教育 京都モデル実証事業に関する協定書」を締結し、日本電気株式会社が開発した協働学習支援システム（発話状況の可視化等AI技術を活用したシステム）の提供、京都大学よりラーニングアナリティクス（ICTを活用し、教師と学習者のビックデータを蓄積、分析し、個別の学習者の教育支援につなげる研究）に関する知見・システム提供を受けながら、産学公連携により、「個別最適化された学び」を目指し、本市の学力向上を目的として実証研究を実施している。

（2）令和2年度、文部科学省から本市が採択を受けた「新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業（先端技術の効果的な活用に関する実証）」業務（以下、「本実証研究事業」という。なお、令和元年度にも同事業の採択を受けている。）では、Society5.0の時代において求められる資質・能力の育成として、「子供の力を最大限引き出す学び」を実現するため、教育のあらゆる場面においてICTを基盤とした様々な先端技術を効果的に活用する実証研究を行い、教員による児童生徒への学習・生活指導の充実や校務支援、政策改善等、教育の質の向上を図ることで、本市の更なる学力向上を推進することを目的として実施する。

(3) 本実証研究事業においても、日本電気株式会社の協働学習支援システムを活用した上で、プロジェクトを推進し、学習・指導・評価モデルを検討するなど、総合的な観点で業務を実施する必要があることから、上記の目的を満たす本事業を達成できる唯一の事業主体であり、競争入札に適さないものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度 障害のある市民の成人講座について
- 2 担当所属名  
教育委員会指導部総合育成支援課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市北区紫野花ノ坊町11番地  
公益社団法人京都府視覚障害者協会
- 6 契約金額（税込み）  
8,788,600円
- 7 契約内容  
視覚障害者成人社会教育事業（社会復帰及び社会適応性の向上）
  - 1 成人を対象とした講座
  - 2 指導者研修会
  - 3 女性を対象とした講座
  - 4 青年を対象とした講座
  - 5 コミュニケーション援助を目的とした講座
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

視覚に障害のある市民の生涯学習機能の拡充を図ることを目的として開設する成人講座においては、障害特性を理解し、点字指導、パソコン講座を中心とした学習指導に関する知識と経験を備えた研究者・指導者が多数必要である。また、基礎的知識、技術、態度を養う継続的な学習や、婦人学級等のクラブ活動を通して、余暇の活用、趣味の拡充を図ることにより、社会的・職業的自立、地域コミュニティづくりの促進をより確かなものとするのに適した施設環境が必要である。

このような事業を実施するにあたり、長年にわたり、成人学級、指導者研修等を実施するとともに、地域に根ざした講演会、クラブ活動等の事業を全市的に実施でき、上記のような指導者としての資質を備えた会員で構成されている京都府視覚障害者協会は、事業実施が可能な唯一の団体であるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立総合支援学校スクールバス運行業務委託（西総合支援学校増車1台分）
- 2 担当所属名  
教育委員会指導部総合育成支援課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区上鳥羽北花名町1-1  
エムケイ観光バス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
15,180,000円
- 7 契約内容  
西総合支援学校に就学している障害のある児童生徒のうち、単独でバスや電車などの公共交通機関を利用して通学することが困難な児童生徒の安全な登下校を確保するためのスクールバス1台（増車分）の運行業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
総合支援学校のスクールバス全体の運行業務委託業務契約（令和元年度から3年間の長期継続契約を締結しているもの。以下「全体契約」という。）における仕様書には、「児童生徒数増等により、スクールバスを増車する場合は、当該運行業務に加え、増車分の運行業務について別途契約する。」との記載がある。  
また、追加契約の相手方選定にあたっては、業務を履行し得ることや、過去の業務実績があることを前提とし、スクールバスの安全、確実な運行を行うために、総合支援学校ごとの各バスが密接に連携をとり、一体的に運行することが必須の条件となる。具体的には、以下の①、②が必要となる。  
① 全体契約において、各総合支援学校の運行路線等の策定を行うこととなっているが、西総合支援学校の運行路線等の策定にあたっては、追加契約で運行する1台も含め、スクールバス全体で運行路線等の策定を行う必要がある。  
② 全体契約では学校ごとに現場責任者を選任することとしているが、安全な運行、確実な業務の履行のため、西総合支援学校においては、同一の現場責任者が追加契約に係る1台の運行業務についても現場を指揮することが必要である。  
以上の条件を満たす業者は、エムケイ観光バス株式会社1社に特定されるため、契約の相手方

として選定した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市立総合支援学校スクールバス運行業務委託  
(新型コロナウイルス感染拡大防止増車4台分(6/2~7/31))

### 2 担当所属名

教育委員会指導部総合育成支援課

### 3 契約締結日

令和2年6月2日

### 4 履行期間

令和2年6月2日から令和2年7月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区上鳥羽北花名町1-1  
エムケイ観光バス株式会社

### 6 契約金額(税込み)

7,392,000円

### 7 契約内容

北総合支援学校及び西総合支援学校に就学している障害のある児童生徒のうち、単独でバスや電車などの公共交通機関を利用して通学することが困難な児童生徒の安全な登校を確保するためのスクールバス4台の運行業務委託(マイクロバスの配車を含む。)

### 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

現在、総合支援学校のスクールバス全体の運行業務委託業務契約(令和元年度から3年間の長期継続契約を締結しているもの。以下「全体契約」という。)をエムケイ観光バス株式会社と締結しているが、追加契約の相手方選定にあたっては、業務を履行し得ることや、過去の業務実績があることを前提とし、スクールバスの安全、確実な運行を行うために、総合支援学校ごとの各バスが密接に連携をとり、一体的に運行することが必須の条件となる。具体的には、以下の①、②が必要となる。

① 全体契約において、各総合支援学校の運行路線等の策定を行うこととなっているが、北総合支援学校及び西総合支援学校の運行路線等の策定にあたっては、追加契約で運行する4台も含め、スクールバス全体で運行路線等の策定を行う必要がある。

② 全体契約では学校ごとに現場責任者を選任することとしているが、安全な運行、確実な業務の履行のため、北総合支援学校及び西総合支援学校においては、同一の現場責任者が追加契約に係る4台の運行業務についても現場を指揮することが必要である。

以上の条件を満たす業者は、エムケイ観光バス株式会社1社に特定されるため、契約の相手方として選定した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市立総合支援学校スクールバス運行業務委託  
(新型コロナウイルス感染拡大防止増車4台分(8/24~3/24))

### 2 担当所属名

教育委員会指導部総合育成支援課

### 3 契約締結日

令和2年8月24日

### 4 履行期間

令和2年8月24日から令和3年3月24日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区上鳥羽北花名町1-1  
エムケイ観光バス株式会社

### 6 契約金額(税込み)

24,112,000円

### 7 契約内容

北総合支援学校及び西総合支援学校に就学している障害のある児童生徒のうち、単独でバスや電車などの公共交通機関を利用して通学することが困難な児童生徒の安全な登校を確保するためのスクールバス4台の運行業務委託(マイクロバスの配車を含む。)

### 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

現在、総合支援学校のスクールバス全体の運行業務委託業務契約(令和元年度から3年間の長期継続契約を締結しているもの。以下「全体契約」という。)をエムケイ観光バス株式会社と締結しているが、追加契約の相手方選定にあたっては、業務を履行し得ることや、過去の業務実績があることを前提とし、スクールバスの安全、確実な運行を行うために、総合支援学校ごとの各バスが密接に連携をとり、一体的に運行することが必須の条件となる。具体的には、以下の①、②が必要となる。

① 全体契約において、各総合支援学校の運行路線等の策定を行うこととなっているが、北総合支援学校及び西総合支援学校の運行路線等の策定にあたっては、追加契約で運行する4台も含め、スクールバス全体で運行路線等の策定を行う必要がある。

② 全体契約では学校ごとに現場責任者を選任することとしているが、安全な運行、確実な業務の履行のため、北総合支援学校及び西総合支援学校においては、同一の現場責任者が追加契約に係る4台の運行業務についても現場を指揮することが必要である。

以上の条件を満たす業者は、エムケイ観光バス株式会社1社に特定されるため、契約の相手方として選定した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度万華鏡の保守・管理・展示及び万華鏡を活用した生涯学習振興事業に係る業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局指導部生徒指導課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区東洞院通三条上る曇華院前町449番地 カーサロータス303  
特定非営利活動法人 京都万華鏡こう房
- 6 契約金額（税込み）  
15,217,950円
- 7 契約内容  
万華鏡の保守・管理・展示及び万華鏡を活用した生涯学習振興事業に係る業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
教育相談総合センターでは、貴重な万華鏡を多数所蔵しており、施設の一部を活用して展示等を行うことにより、来館者や地域の方の癒しの場として機能している。  
万華鏡を手にする展示方式のため、当該万華鏡に対する知識、繊細な工芸品としての保守管理に際しては、高度で専門的な知識や実績等が必要である。また、展示から15年以上が経過し、万華鏡自体の社会的認知度の向上についても取組を進めていく必要がある。  
一方、当該施設ではカウンセリング業務を実施するとともに、不登校を経験した生徒の学びの場である洛風中学校の生徒や「ふれあいの杜」の通級生が通う場でもあり、事業の展開にあたっては、様々な面での配慮が求められる。  
さらには、万華鏡を活用した市民の生涯学習振興、文化発信の拠点として、初音学区や姉小路界限の諸地域と連携したまちづくりに貢献する必要がある。  
こうした公共性、公益性が求められる業務において、民間事業者のノウハウを活かした効率的な事業展開を行うことを目的として、一般競争入札ではなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約のうち、公募型プロポーザル方式を採用の上、選定を実施し、随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザルによる業務受託候補者の選定を行った結果、特定非営利活動法人京都万華鏡こう房が受託業者として最適であると判断したため。

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度「新型コロナウイルス等に係る緊急SNS相談事業」に係る相談業務
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局指導部生徒指導課
- 3 契約締結日  
①令和2年5月7日  
②令和2年6月8日  
③令和2年6月26日
- 4 履行期間  
①令和2年5月7日から令和2年6月7日まで  
②令和2年6月8日から令和2年6月30日まで  
③令和2年7月1日から令和2年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区三番町6番地2 ダイヤル・サービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
① 3,300,000円  
② 5,541,250円  
③ 13,131,250円
- 7 契約内容  
「新型コロナウイルス等に係る緊急SNS相談事業」に係る相談業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
① 新型コロナウイルスの感染拡大や学校の臨時休校に伴い児童生徒への心理的ケアの必要性が高まり、可及的速やかに相談体制を構築する必要があったため。  
② 新型コロナウイルスにかかる状況が収束しない中、学校再開や夏季休業期間の短縮などにより、児童生徒の不安や心理的不調が懸念される状況が継続したため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
昨年度、プロポーザルに応募のあった業者に上記日程での見積りを依頼したところ、1社から条件に沿った見積書の提出があった。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立百々小学校給食調理業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市淀川区宮原四丁目1番45号  
フジ産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
62,904,600円
- 7 契約内容  
給食調理に係る給食物資の検品・検収，調理，配食，食器等の洗浄・消毒・保管，施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市における給食事業は，京都の食文化や伝統など，「生きた教材」として食育を推進していることに加え，食中毒等，衛生管理上の事故の発生は，絶対に許されないことなどの事情を考慮すると，価格のみで契約相手方を決定するには適さないため，公募型プロポーザル方式により事業者を募集し，その結果，京都市の給食事業を十分に理解し，最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立川岡東小学校給食調理業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目120番地  
ハーベストネクスト株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
60,548,400円
- 7 契約内容  
給食調理に係る給食物資の検品・検収，調理，配食，食器等の洗浄・消毒・保管，施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市における給食事業は，京都の食文化や伝統など，「生きた教材」として食育を推進していることに加え，食中毒等，衛生管理上の事故の発生は，絶対に許されないことなどの事情を考慮すると，価格のみで契約相手方を決定するには適さないため，公募型プロポーザル方式により事業者を募集し，その結果，京都市の給食事業を十分に理解し，最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立小栗栖宮山小学校他2校給食調理業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目120番地  
ハーベストネクスト株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
140,690,000円
- 7 契約内容  
給食調理に係る給食物資の検品・検収，調理，配食，食器等の洗浄・消毒・保管，施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市における給食事業は，京都の食文化や伝統など，「生きた教材」として食育を推進していることに加え，食中毒等，衛生管理上の事故の発生は，絶対に許されないことなどの事情を考慮すると，価格のみで契約相手方を決定するには適さないため，公募型プロポーザル方式により事業者を募集し，その結果，京都市の給食事業を十分に理解し，最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度学校給食業務に係る委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市右京区西京極宮ノ東町7の2  
公益財団法人京都市学校給食協会
- 6 契約金額（税込み）  
19,950,000円
- 7 契約内容  
学校給食事業  
(1) 学校給食用副食物資の調達，斡旋  
(2) 学校給食用副食物資に係る食品管理衛生  
(3) 学校給食の奨励に必要な事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
公益財団法人京都市学校給食協会は，京都市立小学校の学校給食事業の運営を目的とした財団法人であり，1日約70,000食の小学校給食用副食物資の調達，斡旋が行える物資倉庫，保冷庫等の施設・設備を有し，学校ごとに必要数量を計算し円滑に配送できる。  
また，入札により，新鮮・衛生的・安全な学校給食用物資を安価で一括購入し，物資の検収等，食品を厳格に衛生管理できる体制を有するのは当協会のみのため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
中学校給食予約等管理システム保守・運用支援業務
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
「中学校給食予約等管理システム」保守・運用支援業務コンソーシアム  
名古屋市千種区内山二丁目6番22号  
代表 株式会社フューチャーイン
- 6 契約金額（税込み）  
114,840,000円（3年間）
- 7 契約内容  
本市の選択制中学校給食における給食の予約及び給食費の徴収管理，調理委託業者への給食発注管理等を行うシステムの保守管理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
  - (1) 中学校給食予約等管理システム（以下「本システム」という。）は，令和2年1月から選択制中学校給食における献立表示及び給食の予約，給食費の徴収管理，調理委託業者への給食発注管理等を一元的に行っているものである。本システムの導入に当たっては，公募型プロポーザルにより落札した株式会社フューチャーイン関西支店（代表者）及び日本電気株式会社京都支社（構成員）がコンソーシアムを編成し，本市の仕様に基づき本市との綿密な協議を重ね，独自にソフトウェアを開発したものであり，開発業者以外には公表されていないプログラムによって構成されている。また，本システムの著作権については開発者である当該コンソーシアムに帰属している。
  - (2) 本委託業務については，既に提供を受け稼働している本システムの運用支援及びネットワーク管理，設定変更等の保守及び運用支援を行うものであり，上記(1)のとおり特殊技術を必要とするとともに，本システムの設定変更や障害時の対応等においてプログラム修正を伴う作業を実施する必要がある，これらの作業は，本システムの全てを熟知していなければ履行することができない。したがって，業務の履行が可能なものは，開発業者である同社が代表するコンソーシアムに限られる。
  - (3) 以上のとおり，本委託業務については，特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合において，契約の相手方が特定されているときに該当するため，コンソーシアムの代表となる同社を委託先として随意契約するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立中学校（校区内小学校含む）給食校外調理等業務委託（第1ブロック）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区一乗寺向畑町8  
デリカハウス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）151,517,330円
- 7 契約内容  
京都市立中学校における学校給食校外調理等の業務委託
- 8 随意契約の理由  
中学校給食業務は、心身の成長期にある中学生の健やかな育ちのため、栄養バランスはもちろん、安全・安心な給食を安定的に提供することを目的としている。  
そのため本市では、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、必要な履行能力等について定めた「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査基準」を策定し、登録申請を随時受け付けて施設・設備の実地調査等を十分行ったうえ、学校長会や保護者代表、本市食品衛生部局代表などで構成する「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査委員会」において登録業者を認定し、その中から各業務の委託業者を選定している。  
このように、本件において、価格競争のみでは中学校給食の安全性を確保する等の目的を達成できる業者を適切に選定できないことから、競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。  
随意契約の締結に当たっては、上述の登録業者に対して見積合せへの参加を通知し、競争入札の実施方法に準じて見積合せを実施した結果、当該ブロックにおいて最低見積価格を提示したデリカハウス株式会社を委託先として選定し、その後、さらに価格交渉を行い、契約価格を決定した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他  
今後、他都市事例等を踏まえてプロポーザルへの変更を検討中。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立中学校（校区内小学校含む）給食校外調理等業務委託（第2ブロック）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区西九条西柳ノ内町2  
株式会社ファーストフーズ
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）140,331,880円
- 7 契約内容  
京都市立中学校における学校給食校外調理等の業務委託
- 8 随意契約の理由  
中学校給食業務は、心身の成長期にある中学生の健やかな育ちのため、栄養バランスはもちろん、安全・安心な給食を安定的に提供することを目的としている。  
そのため本市では、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、必要な履行能力等について定めた「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査基準」を策定し、登録申請を随時受け付けて施設・設備の実地調査等を十分行ったうえ、学校長会や保護者代表、本市食品衛生部局代表などで構成する「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査委員会」において登録業者を認定し、その中から各業務の委託業者を選定している。  
このように、本件において、価格競争のみでは中学校給食の安全性を確保する等の目的を達成できる業者を適切に選定できないことから、競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。  
随意契約の締結に当たっては、上述の登録業者に対して見積合せへの参加を通知し、競争入札の実施方法に準じて見積合せを実施した結果、当該ブロックにおいて最低見積価格を提示した株式会社ファーストフーズを委託先として選定し、その後、さらに価格交渉を行い、契約価格を決定した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他  
今後、他都市事例等を踏まえてプロポーザルへの変更を検討中。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立中学校（校区内小学校含む）給食校外調理等業務委託（第3ブロック）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区西九条西柳ノ内町2  
株式会社ファーストフーズ
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）198,444,463円
- 7 契約内容  
京都市立中学校における学校給食校外調理等の業務委託
- 8 随意契約の理由  
中学校給食業務は、心身の成長期にある中学生の健やかな育ちのため、栄養バランスはもちろん、安全・安心な給食を安定的に提供することを目的としている。  
そのため本市では、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、必要な履行能力等について定めた「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査基準」を策定し、登録申請を随時受け付けて施設・設備の実地調査等を十分行ったうえ、学校長会や保護者代表、本市食品衛生部局代表などで構成する「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査委員会」において登録業者を認定し、その中から各業務の委託業者を選定している。  
このように、本件において、価格競争のみでは中学校給食の安全性を確保する等の目的を達成できる業者を適切に選定できないことから、競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。  
随意契約の締結に当たっては、上述の登録業者に対して見積合せへの参加を通知し、競争入札の実施方法に準じて見積合せを実施した結果、当該ブロックにおいて最低見積価格を提示した株式会社ファーストフーズを委託先として選定し、その後、さらに価格交渉を行い、契約価格を決定した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他  
今後、他都市事例等を踏まえてプロポーザルへの変更を検討中。

## 随意契約締結結果報告書

1 件名  
京都市立総合支援学校給食校外調理等業務委託（第1ブロック）

2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室

3 契約締結日  
令和2年4月1日

4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区一乗寺向畑町8  
デリカハウス株式会社

6 契約金額（税込み）  
83,510,174円

7 契約内容  
京都市立総合支援学校における学校給食校外調理等の業務委託

8 随意契約の理由  
総合支援学校給食業務は、健やかな育ちのため、栄養バランスはもちろん、安全・安心な給食を安定的に提供することを目的としている。

そのため本市では、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、必要な履行能力等について定めた「京都市立総合支援学校給食校外調理委託業者登録審査基準」を策定し、登録申請を随時受け付けて施設・設備の実地調査等を十分行ったうえ、学校長会や保護者代表、本市食品衛生部局代表などで構成する「京都市立総合支援学校給食校外調理委託業者登録審査委員会」において登録業者を認定し、その中から各業務の委託業者を選定している。

このように、本件において、価格競争のみでは中学校給食の安全性を確保する等の目的を達成できる業者を適切に選定できないことから、競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。

随意契約の締結に当たっては、上述の登録業者に対して見積合せへの参加を通知し、競争入札の実施方法に準じて見積合せを実施した結果、当該ブロックにおいて最低見積価格を提示したデリカハウス株式会社を委託先として選定し、その後、さらに価格交渉を行い、契約価格を決定した。

9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立総合支援学校給食校外調理等業務委託（第2ブロック）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区西九条西柳ノ内町2  
株式会社ファーストフーズ
- 6 契約金額（税込み）  
79,720,922円
- 7 契約内容  
京都市立総合支援学校における学校給食校外調理等の業務委託
- 8 随意契約の理由  
総合支援学校給食業務は、健やかな育ちのため、栄養バランスはもちろん、安全・安心な給食を安定的に提供することを目的としている。  
そのため本市では、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、必要な履行能力等について定めた「京都市立総合支援学校給食校外調理委託業者登録審査基準」を策定し、登録申請を随時受け付けて施設・設備の実地調査等を十分行ったうえ、学校長会や保護者代表、本市食品衛生部局代表などで構成する「京都市立総合支援学校給食校外調理委託業者登録審査委員会」において登録業者を認定し、その中から各業務の委託業者を選定している。  
このように、本件において、価格競争のみでは中学校給食の安全性を確保する等の目的を達成できる業者を適切に選定できないことから、競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。  
随意契約の締結に当たっては、上述の登録業者に対して見積合せへの参加を通知し、競争入札の実施方法に準じて見積合せを実施した結果、当該ブロックにおいて最低見積価格を提示した株式会社ファーストフーズを委託先として選定し、その後、さらに価格交渉を行い、契約価格を決定した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
学校保健に関する調査・研究等の事業実施委託について
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日～令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市東山区大和大路通三条下る東入若松町393 元有濟小学校内  
京都市学校保健会
- 6 契約金額（税込み）  
6,784,000円
- 7 契約内容  
本市の学校保健の充実を図るため、学校保健関係者の研修及び学校保健に関する調査・研究等の事業を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業の実施にあたっては、本市の学校保健についての十分な理解と、京都市立学校及び学校保健関係者と連携を図ることが不可欠である。  
京都市学校保健会は、昭和40年1月に本市の学校医、学校歯科医、学校薬剤師をはじめとする学校保健関係者によって設立され、以来、学校保健の充実・発展に関する各種事業や活動を実施するとともに、学校現場に対して専門的な立場から指針を示すなど、本市の学校保健の充実・発展に実績があり、市立学校及び学校保健関係者と連携を図りながら事業を実施できる唯一の団体であるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和2年度京都市立学校（園）の飲料水，プール水及びプール循環ろ過装置の水質検査及びダニアレルゲン量，教室等の空気検査実施委託

### 2 担当所属名

教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当

### 3 契約締結日

令和2年4月1日

### 4 履行期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市東山区東大路通五条上る梅林町563  
京都市学校薬剤師会

### 6 契約金額（税込み）

9,681,000円

### 7 契約内容

京都市立学校・幼稚園における学校保健安全法第5条及び第6条，同法施行規則第1条に規定された飲料水，プール水及びプール循環ろ過装置の水質検査並びにダニアレルゲン量，教室等の空気検査を実施すること。飲料水については，給水設備ごとに検査を実施する。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

学校保健安全法第23条第2項により，学校には学校薬剤師を置くことが規定されている。同法施行規則第24条は，学校薬剤師の職務執行の準則として，学校における環境衛生検査に従事し，学校環境衛生の維持及び改善に関し必要な指導や助言を行うこと等を規定している。

京都市立学校・幼稚園の学校薬剤師により構成される京都市学校薬剤師会は，こうした日常の職務により京都市立学校・幼稚園の環境衛生状態を熟知している唯一の団体であり，また，学校内の環境衛生は，児童生徒園児の感染症等と直結するため，学校幼稚園の環境衛生を熟知した相手方と緊密な連携をとりながら行う必要があるため，同団体と契約する。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

### 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度京都市立学校児童・生徒の心臓検診の実施委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東梅尾町6  
一般社団法人 京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）41,833,281円
- 7 契約内容  
京都市立学校児童・生徒の疾病の早期発見に努めるとともに、適切な指導・管理を行うため、学校保健安全法第13条及び第14条に基づく心臓検診を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
小学校から高等学校の時期は、身体の成長発達に著しい変化の見られる時期であり、運動の量と質の急激な変化が心臓への負担に影響があると言われている。このため、児童・生徒の突然死を未然に防止するため心臓検診を実施しているが、検診の検査情報を速やかに一括管理・処理するとともに、心臓疾患児童・生徒の管理指導について、本人、保護者、学校関係者、学校医及び主治医との連携を密に図ることが重要である。京都府医師会は、こうした対応ができる唯一の機関であるため、同機関と契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
飛沫防止用マスクの購入
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当
- 3 契約締結日  
令和2年5月1日
- 4 履行期間  
令和2年5月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区河原町通松原上2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階  
株式会社JTB京都支店
- 6 契約金額（税込み）  
16,060,000円
- 7 契約内容  
飛沫防止用マスクを購入する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当初5月18日から学校が再開する予定であり、学校再開後に児童生徒等が使用する使い捨てマスクを、5月15日を目途に調達し配布する必要があるが、複数者に納品の可否を確認したところ、新型コロナウイルス感染症の影響により期日までに納品可能な業者が当該業者1社であった。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
非接触体温計の購入
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当
- 3 契約締結日  
令和2年5月13日
- 4 履行期間  
令和2年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区壬生馬場町15番地の5  
株式会社西村新
- 6 契約金額（税込み）  
7,603,200円
- 7 契約内容  
非接触体温計を購入する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
学校再開後の児童生徒の健康管理は各家庭で検温を行い、「健康管理票」に記入してもらう予定であるが、各家庭で検温ができなかった場合や学校で体調不良となった場合などに対応するため、感染防止対策を講じつつ、速やかに検温を実施できる非接触型体温計を配布する必要がある。学校再開時に遅滞なく対応できるようにするためには、教育活動再開に向けた準備期間を目途に配布する必要があったが、複数の業者に納品の可否を確認したところ、どの業者も納期に間に合わせることは不可能とのことであった。また、全国的に品薄状態のため、当該業者1社を除く業者は納期が未定であり、当該業者のみ8月31日の納品が可能であったため、契約するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
手指用アルコール消毒剤の購入
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当
- 3 契約締結日  
令和2年6月19日
- 4 履行期間  
令和2年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区丸太町通川端東入下堤町78番地  
株式会社平塚薬局
- 6 契約金額（税込み）  
7,040,000円
- 7 契約内容  
手指用アルコール消毒剤を購入する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じるため、速やかに手指用アルコール消毒剤を学校に配布する必要がある。当初、別業者との契約を進めていたが、製造会社において品質基準を満たさない製品が一部あったため、全製品の検品による出荷停止となり出荷再開が未定となった。そのため、改めて複数の業者に納品の可否を確認したところ、全国的な品薄状態のため、希望数量が納期に間に合う業者が当該業者1社のみであったため、契約するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
児童生徒等の健康診断に係る衛生物品の購入（フェイスシールド及び医療用手袋等）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当
- 3 契約締結日  
令和2年8月3日
- 4 履行期間  
令和2年8月3日から令和2年8月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区竹田中川原町381番地  
石黒メディカルシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
12,267,420円
- 7 契約内容  
学校保健安全法第13条第1項に基づく児童生徒等の健康診断の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症を予防するため、主に学校医・学校歯科医等が使用する衛生物品を購入する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
令和2年9月1日から児童生徒等の健康診断を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染症対策として必要な衛生物品を調達する必要があるが、複数者に納品の可否を確認したところ、同感染症の影響により期日までに納品可能な業者が当該業者1社であった。価格交渉を行ったが、現在の相場と比較しても安価な金額での提供であり、これ以上の値下げは難しいとのことであり、早急な納品が必要であったため、当該業者と契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定テキストブック（15版）の購入
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局生涯学習部学校地域協働推進担当
- 3 契約締結日  
令和2年6月17日
- 4 履行期間  
令和2年6月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町239番地 京都新聞企画事業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
6,325,000円
- 7 契約内容  
歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定テキストブック（15版）の購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
時価（税抜価格926円）に比して著しく有利な価格（税抜価格500円）で契約を締結することができるため
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由  
業者が販売元であり、時価より有利な価格で購入が可能のため
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和2年度京都市生涯学習総合センター・図書館等の事業実施等及び公金の徴収事務に関する委託

### 2 担当所属名

教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当

### 3 契約締結日

令和2年4月1日

### 4 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区聚楽廻松下町9番地の2  
公益財団法人京都市生涯学習振興財団

### 6 契約金額（税込み）

1,628,882,000円

### 7 契約内容

京都市生涯学習総合センター（京都市生涯学習総合センター山科を含む。）、京都市図書館及び京都市久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に規定する図書施設で実施する生涯学習振興事業の実施及びこれらの施設の使用料等に係る公金の徴収事務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市では、生涯学習の拠点として、また読書活動を通して市民の教育と文化の発展に寄与する施設として、昭和56年に生涯学習総合センター（以下「アスニー」という。）及び中央図書館を開館した。

公益財団法人京都市生涯学習振興財団（以下「財団」という。）は、この両施設において、産学官の連携により、京都の持つ歴史と文化を生かした最高水準の生涯学習事業を実現するとともに、当時は全国的にもほとんど行われていなかった「土日と夜間も開館する市民にとって利用しやすい施設運営」を実現し、さらに、それらの事業を効率的に行うことを目的として設立した財団である。

財団の設立にあたっては、財団が実施する生涯学習事業の資金を安定的・継続的に確保するため、千玄室氏（初代の財団理事長、現在の生涯学習総合センター所長）を呼びかけ人代表として、京都の各界各層に協力を要請し、約2億円の寄付金を募って「京都市社会教育振興基金」（現在の「京都市教育振興基金」）を創設しており、以後30年余にわたり、当初の目的に沿って、基金の運用収益を補助金として財団事業に充当してきている。

生涯学習事業においては、京都大学をはじめとする多くの地元大学、放送大学、国際日本文化研究センター等の関係機関や経済界との連携はもとより、各界を代表する学識経験者の方々の協力の

下、「最新の研究内容や取組をわかりやすく市民の皆様へ」との方針を掲げ、各種の教養講座をはじめとする様々な事業を推進する中で「アスニーブランド」を確立し、市民の厚い信頼を得て京都市の生涯学習事業の中心的な役割を担ってきている。

また、図書館では、図書の貸出業務だけではなく、120人以上もの司書資格をもつ職員によるレファレンスサービスをはじめとする高い専門性を生かした取組、さらには各学校や地域、各種団体との連携事業を実施しており、市民・各種団体から高い評価を得ている。

こうした公共性と専門性の高い事業を、効果的の人員配置等により推進し、全て市職員を配置した場合と比べて人件費を約7割に抑えるなど効率的運営を実現している。

以上のとおり、財団は、今日までその設立趣旨に沿って、幅広く様々な生涯学習事業を効率的に展開し、30年以上にわたり大きな成果を挙げてきており、京都市の生涯学習事業及び図書館事業は、当初の目的どおり、財団により、「高水準の生涯学習事業の推進」及び「豊かな市民生活の実現及び京都市の文化力向上を図る図書館事業の推進」を一層効率的に実施していく考えであり、「随意契約」により委託するものである。

#### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

また、地方自治法施行令第158条第1項に規定する公金の徴収事務については、上記の事業と密接不可分であるため、同団体に委託する。

#### 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
醍醐中央図書館管理委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区芝2丁目6番1号 長谷工芝二ビル  
株式会社長谷工コミュニティ
- 6 契約金額（税込み）  
5,517,600円
- 7 契約内容  
醍醐中央図書館の設備等管理委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
醍醐中央図書館を設置しているパセオ・ダイゴロー西館は、民間の各種専門店の店舗がある商業施設をはじめ、体育館、図書館、老人福祉センター、老人デイサービスセンター、シルバー人材センター、児童館、郵便局など様々な公共施設を併せ持った他に例のない複合施設であり、(株)長谷工コミュニティが建物を建設した。  
建物は、当初から設備管理、防火管理、セキュリティ等西館全体を一括集中管理する「防災センター」の設置を前提に建設されており、個々の施設に単独で管理する設備を備えていないため、閉館後（施錠・機械警備への切替後）の清掃業務や設備保守、緊急時による出入等はその都度防災センターの警備と密接に連動する。  
上記のことを踏まえ、建物・設備等に熟知していることなどから、建物の大部分を占める共用部等については、京都醍醐センター(株)が(株)長谷工コミュニティと「防災センター」における設備・警備・清掃管理を一括で委託しており、図書館についても単体では専有部分の管理ができないため、防災センターの管理を委託されている(株)長谷工コミュニティと設備管理・清掃業務の委託契約を結ぶものとする。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号



10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和2年度 京都市野外活動施設花背山の家の清掃・宿直等業務
- 2 担当所属名  
教育委員会花背山の家事業課
- 3 契約締結日  
令和2年4月1日
- 4 履行期間  
令和2年4月1日～令和3年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区花脊別所町399  
株式会社花背山の家協会
- 6 契約金額（税込み）  
35,750,880円
- 7 契約内容  
京都市野外活動施設花背山の家の清掃・宿直等業務に関する委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
野外活動施設花背山の家は、その建設に当たり市会の付帯決議（昭和60年3月予算市会議第1号に対する付帯決議）を受けており、その趣旨（過疎対策・雇用創設）が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
清掃・宿直等業務を受託し得る団体のうち、主たる構成員が地元出身者である株式会社花背山の家協会が、市会の付帯決議を満たす唯一の団体であるため。
- 11 その他  
＜参考＞昭和60年3月予算市会議第1号に対する付帯決議  
野外教育センター「山の家」の建設調査にあたっては、京都市域内で過疎対策の効果をも合わせ得られる場所を選び、自然に楽しめる市内北部に建設するよう努力すべきである。